

常勤役員に関する内規

(総 則)

第1条 本内規は、社団法人 日本工学アカデミー一定款第19条に規定する常勤役員の内、事務局長事務取り扱い兼務の役員(以後、事務局長兼務役員という)の任期、報酬等について定める。

(任 期)

第2条 事務局長兼務役員の任期は、最長でも6年をこえてはならない。

(報 酬)

第3条 事務局長兼務役員の月額報酬及び賞与を含む年額報酬は、700万円を限度とする。

2 ただし、年額報酬及び月額報酬と賞与への配分比率に関しては、会長が定める。

(退職手当)

第4条 勤続1年以上の事務局長兼務役員が退職するときは、次の定めにより退職手当を支給する。

退職手当＝月額報酬×勤続年数×支給率

2 ただし、勤続年数は事務局長事務取り扱い兼務年数とし、支給率は事務局長の二分の一とする。

(細 則)

第5条 この内規の実施にあたり、上に定める事項を除き、別に定める職員給与規定、職員退職手当規定を準用する。

第6条 事務局長兼務役員以外の常勤役員については、本内規に準じて会長が定める。

附 則

この内規は、1998年1月5日から実施する。